

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2026年2月19日235号

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. 茨城県消費生活センターからのお知らせ
出前講座の御案内（いばらき 暮らしのセミナー）

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. 茨城県消費生活センターからのお知らせ
出前講座の御案内（いばらき 暮らしのセミナー）

茨城県消費生活センターでは、消費者教育の専門家を講師として無料で派遣し、消費者トラブルの事例や対処法、契約についての注意点などを分かりやすくお話しします。

学校の授業や企業の研修、団体やグループの勉強会などに是非ご利用ください！

【小・中・高校生・若者向け講座の例】

- 計画的な買い物の仕方を考えよう
- 若者を狙う悪質商法と対処法
- 18歳になったら変わる消費生活
- こどもの携帯・インターネットトラブル注意報
- 金融の基礎知識とトラブル対処法（※主に高校生以上） など

<派遣先の例>

- 小・中・高校の家庭科や社会科の授業、特別活動や総合的な学習
- 専門学校、大学の新生オリエンテーション ○企業の新人研修 など

【一般・高齢者向け講座の例】

- 暮らしと契約の基礎知識
- 高齢者を狙う悪質商法と対処法
- 消費者トラブルと対処法
- インターネット契約トラブル
- 多重債務に陥らないために
- 金融の基礎知識とトラブル対処法
- 食の安全・安心について など

<派遣先の例>

- 教員や保護者の勉強会
- 公民館の講座、教室
- 民生委員児童委員協議会
- 社会福祉協議会や地域包括支援センターの研修会 など

※会場の手配やオンライン配信等の準備等は、全て主催者側でご準備ください。

詳しくは、茨城県消費生活センターのホームページ「いばらき消費生活なび」をご覧ください

い。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/seminar.html>

また、講座の内容や申込方法などについて不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

お問合せ先：茨城県消費生活センター（029-224-4722）

.....
「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受付け、公正な立場でトラブル解決のための助言、あっせん（消費者が当事者として事業者と交渉するための手助け）、情報提供などを行います。

◇ご相談は「消費者ホットライン」をご利用ください。

全国共通・局番なし3桁「消費者ホットライン：188（いやや）」

最寄りの消費生活相談窓口、又は国民生活センターをご案内します。

※相談できる曜日・時間帯は、お住いの地域の相談窓口によって異なります。

※相談は無料ですが、通話料金をご負担ください。

.....
※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが

[mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■